

地租改正と私的所有権の性格について

—鎌倉孝夫氏の批判に関連して

後 藤 靖

- 一 はじめに
- 二 鎌倉氏の批判の論点
- 三 私的所有権の性格
- 四 結びにかえて

一 はじめに

本稿は、本誌第二八巻第六号(一九八〇年二月刊)に掲載されたものの続稿にあたるものである。ほんらいなら、上掲誌につづいて予告部分の続きを連載するはずであったが、体調が思わしくなかったために止むなく延引せざるをえなかった。この点、鎌倉氏におわびするとともに、この記念すべき本号に続稿部分を掲載せざるをえなくなった非礼を足立教授に心からおわびし、御寛恕をえたいと思う。

さて、前掲稿で、私は鎌倉氏の拙稿にたいする多面にわたる批判のうち、(1)「上からのブルジョア革命」論についての部分と、(2)廃藩置県のとらえ方の部分にかんして一応の反批判を行った。本稿は、鎌倉氏の私への批判

の中心論点ともいえる地租改正の性格と私的所有権の性格についての反批判を行いたいと考える。この二つの問題については、長い間にわたって経済史家や法学者によってさまざまな論議が行われているところであり、そうした論争についても関説することにした。というのは、地租改正と私的所有権の性格規定の問題は、明治維新したがってまた天皇制国家の階級の本質の性格規定に深くかかわっている須要な論点の一つをなしているからである。一九三〇年代以来のいわゆる日本資本主義論争の中心の問題点は、この評価にかかわっていたといっても差支えない。そこで、本稿では、できるだけ具体的な事例を提示しながら、私自身の積極的な見解を述べたいと考える。そのため、前誌で予告しておいた鎌倉氏の帝国憲法体制についての私見への批判についての反論は、紙数の関係から再び続稿にゆだねざるをえなくなった。

二 鎌倉氏の批判の論点

鎌倉氏は、わたしが、川島武宣教授の規定に依拠しながら、一八七二年（明治五年）の地券交付とそれにつづく七三年からの地租改正の性格を、「土地や財産の支配権を物に対する権利関係に収縮して私的所有権を法認した」という意味で、上からのブルジョアの改革としての意義をもっている」が、しかしながらその過程で決定された「地価―地租は、租税協議権（国会）を設けることなく、政府が旧来の貢租額を減じないことを目的として強権的・一方的にきめたものであったため、実質的には封建貢租の単なる貨幣形態への転化にすぎなかった」（後藤靖編『天皇制と民衆』一二八―一二九頁）と述べたのにたいして、次のような二点にわたる批判を行われた。その第一点は私的所有権にかんする性格規定についてであり、第二点は地租の性格にかんしてである。

地租改正と私的所有権の性格について（後藤）

まず、第一点について鎌倉氏はこう批判されている。「土地私有権の確定は、土地売買の解禁とともにブルジョア的商品経済の発展を条件づけるためのものであり」、そうした条件のもとでの農民層分解が寄生地主・小作関係の形成をもたらしたとしても、それは「資本主義発展のおくれによる農村未分解によるものであり」、また「農民は相変らず高率小作料を支払わざるをえなかったが、それは本質的に商品経済的強制によるものであり、強権的・身分的に農民を土地に緊縛してこれを搾取するという封建的關係ではなかった」と(『日本資本主義論争』—『マルクス経済学の現状と展望』、一九七八年、東洋経済新報社刊)。鎌倉氏は、地券交付による私的所有権の確認を近代的所有権の制度的確立と考えられ、農民層分解の結果形成される寄生地主・小作関係も本質的にはブルジョアの生産関係として理解されているようである。このような考え方は、けっして鎌倉氏独自のものではない。例えば、楫西光速氏ほか共著『日本資本主義の成立Ⅱ』(一九五六年七月、東京大学出版会)では、七二年二月の土地永代売買の解禁と地券交付について、「すべての土地にたいして地券が交付されたことは、それまで事実上進行しつづつあった封建的土地所有の解体にいわば終止符をうち、近代的所有を制度的に確立する、という土地制度上の大きな変革」であり(二八四頁)、「地券が権利関係を公示する手段となったことをいみじ、……地券は、土地私有権の確立と、その商品化の完成をもたらしたのであり、土地がそれ自体として私有財産となり商品となる、という近代的所有の本質は、ここに実現されたといっている」(三〇三頁)と述べられている。そしてまた、農民層分解が地主・小作関係を帰結させた要因を、「地租や小作料の過重が、資本家的経営の発展をさまたげるひとつの理由であったとしても、もう一つの基礎には、農産物価格や農業生産力の発展や労賃水準の変化において、資本家的経営の発展をさまたげる諸条件が存在していたことをみとめ」るべきであり、「後進資本主義

としての日本資本主義の特殊性は、農村人口の急激な吸収を不可能にし……、そのことは一面、農村人口の比率を高からしめ、商品として販売される農産物にたいする市場を小さくしたし、他面多くの小農民を農業に固着させ、彼等の競争によつて農産物価格はようやく彼等の生活を維持しうるほどの低い水準におさえられる傾向を生ぜしめ、これらの諸要因が「農民層分解をおしゆがめ、そこから寄生地主制が發展していることはおよそ明らかであろう」（四八七～四八九頁）とされている。鎌倉氏は、このような理論に依拠し、同調されていることは明らかである。

さらに第二点の地租の性格について、鎌倉氏は拙論を批判しながら次のように述べておられる。「他の租税源泉を欠いた明治政府が、それだけに地租にたよらざるをえなかつたこと、しかも富国・強兵による国家的統一支配の急速な確立の上に、直接領主のごとき財政の物質的基礎をもちえぬこの政府は、租税増徴をもつてするか財政的基礎がありえなかつた」ため、地租は高く決定されたのである。いわんや「政府によつて強権的・一方的に決められ」、また「租税協議権が与えられなかつた」ことをもつて「封建貢租」だといふべきではない。それはあたかも、ファシズムの場合に「政府が租税を強権的・一方的に決め」ており、それをもつて「封建貢租なりといえない」ことと同じである、と（同上、二〇頁）。

明治維新をもつて絶対主義天皇制の形成と考える（本誌第二八巻第六号参照）私としては、鎌倉氏のように地租の決定のあり方とファシズムのもとでの租税決定の方式を類似的なものとされる見方は、経済的發展段階や租税体系したがつてまた国家類型ないし国家形態の内的發展を無視した全く非科学的なものとみざるをえず、それゆえここでは反批判の対象とはしない。

鎌倉氏が地租改正によって創出された地租は封建貢租ではないとされる論拠も、実は古くから存在する理論に依拠されたものである。前に引いた榊西氏らの共同著作の中で、「新地租は、たとえその量においては高率であり、旧貢租と変らないほどのものであったとしても、すでにそれが封建的土地所有の撤廃と近代的土地所有の確立とを前提としており、全国的統一的に算定された地価を課税標準とした収益税(一定の収益計算をし、それを資本還元したものをもって課税標準とする、という考え方のなかには、地租に収益税の形態を与えようとした意図があったとみていい)(二九三頁)の形態を与えられている以上、近代的租税としての本質をそなえたものであるといわなければならぬであろう」(前掲書三〇四頁)と述べておられる。鎌倉氏の地租にかんする性格規定は、この論述に依拠されていることは明らかである。

以上、私は鎌倉氏の拙論に対する二つの批判点について述べてきた。そこで以下に二つの批判点について、具体的に事例をひきながら反批判を加えることにしよう。

(1) 川島武宣著『所有権法の理論』八二頁参照。

三 私的所有権の性格

鎌倉氏は、地券交付・地租改正によって法認された土地の私的所有権を近代的土地所有権であり、したがってまた、これを歴史的な前提として生成した寄生地主的土地所有も近代的土地所有であり、それゆえに寄生地主・小作関係も「強権的・身分的に農民を土地に緊結してこれを搾取するという封建的關係ではなかった」といわれる。そのさい高率高額の小作料は、「本質的に商品経済的強制」Ⅱ土地の需給関係によって生じた競争地代であり、け

つして寄生地主の恣意的決定にもとづくものではなかった、とも考えられているようである。

はたして、このように考えることは妥当であろうか。鎌倉氏の右のような論理が成立するためには、当該の段階において少なくとも次の条件がみたされていなければならない。すなわち、商品経済がいちじるしく発展し、資本が土地所有を自己に適合的なものにつくりかえているか、あるいはつくりかえるだけの客観的諸条件が生まれてつあるということである。近代的地所有のもつとも典型的な形態は、いうまでもなく資本の作用によって資本制生産様式に適合的なものにつくりかえられた土地所有である。そのさい、経営と分離した土地所有が近代的地所有権としての内容をそなえるためには、借地権が物権的形態をとるか賃借権的形態をとるか——もつとも前者の形態をとる場合がより適合的——は別として、土地の用益権¹ || 耕作権が地主と借地農との近代契約關係を通じて強化——借地権の所有権への優越——される過程を媒介として、その生産内部に資本・賃労働關係、したがってまた地代が剰余価値の一部分であるという事態が進行しなければならぬ⁽¹⁾。だが、土地の近代的所有権は、こうした資本のもとへの土地所有の従属という経済的実態をそなえたものにだけ限定することはできない。フランス革命後の分割地所有が典型的に示しているように、農民が「彼の土地の自由な所有者であつて、彼の土地は彼の主要な生産用具として現われ、彼の労働と資本とにとつての不可欠な従業場面として現われる」ような土地所有(権)もそうである。この分割地所有が近代的所有権としての内容をもつのは、封建的土地所有關係とその属性としての人格的支配権を根底から廢絶し、所有を自由・安全および圧制への抵抗権とともに自然的權利として全社会的に確立し、それによつて土地所有を「個人的独立の發展のための基礎」とするとともに、「農業そのものの發展にとつての一つの必然的な通過点」⁽²⁾ たらしめたからである。このように土地所有が近代的所有権

として確立するためには、農業が資本制生産様式にまで展開しているかどうかは別にして、①土地の使用・収益・処分権能が所有権者の自由意思にもとづいて行使されること(物権化)、②その所有権が封建的領有関係ないし国家の恣意的収取関係から脱脚していること(市民社会の国家からの完全な分離、私法の公法に対する優位関係の形成)、③土地所有者と小作農もしくは借地人との間の近代的契約関係が結ばれうること(借地権の所有権への優越)などが、法的規範として成立していなければならない。⁽³⁾

では、地券交付・地租改正は、いまいったような経済的發展段階と私的所有権に近代的内容を与える要件をそなえていたのであろうか。結論的にいえる否である。この点については、本誌の前掲稿や鎌倉氏が批判の対象とされた旧稿でも述べておいた通りである。そこでここでは念のため、地券交付・地租改正期の私的所有権の性格について改めて検討しておくことにしよう。

〔一〕一八七二年(明治五)二月一日の土地永代売買の解禁(太政官布告第五十号)と同年二月二四日の「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」(大蔵省達第二十五号)、および同年七月四日の「一般ノ所有地ニ地券ヲ下付スルコトヲ達ス」(大蔵省達第八十三号)は、たしかに土地の譲渡の自由を認め、土地の私的所有権を法認したものであった。しかも、二月二四日の大蔵省達は、田畑の売買や譲渡があつた場合には地券を授与し、その取引価格を券面価格に地価として表示するというのである。このかぎりで見れば、地租は取引価格たる地価を基準とするため、地租(国家、公法)は私的取引関係(市民社会、私法)に完全に従属するという形式に定められたことになる。その土地の取引価格は、例えば群馬県での事例にみられるように、「従来田畑売買、質入書入の代価ハ、其地位等級ニ不拘其田地より相納候正租雑税之原簿に依り作徳米之多寡を生し、其多寡に随ひ代価之高低有之」というのが

全国一般の景況であつた。⁽⁴⁾ いかえると、土地生産力の高低⇨収穫量の多寡が地価決定の基準ではなく、作徳米⇨純収益の多寡がその取引価格の基準となつていたのである。だから、券面価格は不当に安く表示されることになつた。さらに、売買もしくは譲渡価格というとき、われわれは当時の土地取引の一般的・具体的状況として売買よりも質入・書入によるものが圧倒的に多かつたことを見落してはならない。例えば、養蚕・製糸地帯であり、それだけに商品経済の発展が急速に進んでいた長野県下伊那郡松尾村（現飯田市）の事例では、一八七七年から八三年までの七年間に売買による土地の移動面積は三四町六反歩であるのたいていして、質・書入によるものは二七五町七反歩に上つていた（拙著『自由民権』、一九七二年、中公新書、一一九頁参照）。このことは、質・書入の価格が土地の売買価格を規制する作用をもつたと考えざるをえない。こうして、券面価格はほんらい土地価格の決定要因であるはずの土地の肥沃度からはなれて、非現実的な価格として形成されたといつてよからう。

いま、わたしは二月二十四日の大蔵省達によるときには、地租は私的取引関係に従属させられ、国家（公法）は市民社会（私法）に従属させられることになるといつた。達の文面だけをみればこのように規定することができるし、したがつてまたここから前に書いた土地所有権の近代性は一応満たされているといふこともできる。しかしながら、さらに一步つっ込んで考えれば、この文面が実態的には土地所有権の近代性を意味していないことは明らかであろう。なぜなら封建貢租および高利貸資本による土地の支配が、土地の正常な交換価値を歪曲しているからである。土地の近代的所有権が成立しうするためには、さきによつたように資本が土地所有を自己に適合的な形態につくりかえるだけの客観的諸条件が準備されていなければならない。その客観的諸条件のうちの最低の、しかも必須の要件は、土地価格がその生産力の高低に应当的に決定されるような取引関係の展開であらう。だが、

現実にはそのような取引関係をつくり出すような市場構造は存在しなかった。このような現実の取引関係が意味しているのは、買手や債権者にとっては不当に有利であるが、売手や債務者にとってはきわめて不利な不等価交換である。

なお、ついでながらこの時期に布告された私人間の取引関係についてはすべて「相対」による契約関係が規範化されている。例えば、一八七二年（明治五）八月の、地代店賃についてこれまでの制限を廃して「雙方相対ヲ以取極致貸借可為勝手事」や、「諸奉公人、諸職人、雇夫等給金雇料ノ儀是亦自今雙方相対ヲ以取極候儀勝手タルベシ」という太政官布告がそれである。さらに、七三年六月「人民一般商業及ヒ其他ノ事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引致シ候規則」の公布もその類である。これら一連の布告は、一般市民間の取引・契約関係の発展という事態のなかで、これまでの国家的規制から私的諸関係の自由を保障しようとしたものといえることができる。これらの措置は、すでに前稿で指摘しておいた国家と市民社会の分離に対応する公法と私法の分離の端緒を示しているものといえるであろう。地券授与にかんする大蔵省の諸達も、この一連の布告の線上のものといつてよい。だが、忘れてならないことは、これら一連の布告も取引地価にみられるように、けっして法文通りの真の相対契約を實現させるものではなかったということである。

〔二〕 土地永代売買の解禁と地券交付は、すでにいったように土地の私的所有権と売買譲渡の自由を認めたものである。このことは、幕藩体制下の土地の独占者たる領主が同時にまた政治的支配権の領有者であるということ、いいかえれば土地所有が政治的・人格的支配の契機であったという関係を解体し、土地を財産とみなし、その所有権を物にたいする支配権に限定させたといえることができる。しかも、その土地の私有権は、七二年一月、

同五月二十七日、同十月三〇日の大蔵省達の「地券ヲ所有スル上ハ、向後官用ニ供スルモ必ス地主ノ承諾ヲ待ツベシ。若シ世上一般利益ノ為メニ供用スル時ハ券面ノ代金及其建物ニ応スル相当ノ代金ヲ付与シ上地セシム」というように、私的所有権のいわば絶対性さえ認めている。ただ注意すべきことは、この精神が、一八八九年（明治二年）法律第十九号土地収用法が制定されるまで生きつづけた七五年七月二十八日の大政官布達第百三十三号の「公用土地買上規則」によって重大な修正をうけたことである。七二年五月二十七日の大蔵省達では「官用地ト雖トモ、地主ノ承諾ヲ得テ之ヲ買収スヘキハ勿論ナリ。今後諸省ニ於テ官舎・学校・兵隊・屯営・工場等ヲ建営スル為メ用地ヲ要スルトキハ、地主ノ承諾ヲ得シ後其建設ノ義ヲ申請スヘシ」とされていたのが、七五年七月二十八日の大政官布達では、「公用土地買上トハ国郡村市ノ保護便益ニ供スル為メ、院省使庁府県ニ於テ人民所有ノ土地ヲ買収スルヲ云。但国郡村市保護便益ニ供スル為メ、人民ニテ鉄道電線水路等ノ大土工ヲ起ストキハ、其事業ニ由リ特別官許ノ上此規則ニ準スルヲ得ヘシ」（第一則）というように収用の主体および収用の事業の種類がいちぢるしく拡大され、しかも「公用買収ハ必ス其地ヲ要セサルヲ得サルニ非レハ之ヲ行ハサルモノトス。故ニ人民之ヲ拒ムヲ得ス。但其地ニ属セル植物・建物モ亦本文ニ同シ」（第二則）というように、収用にさいしての強制力がはつきり明示されていることである（『明治前期財政経済史料集成』第七卷二四七〜二五一頁、『法令全書』明治八年、参照）。そして当然のことながら、この大政官布達とともにそれまでの大蔵省達は廃止された。この修正は、地券交付段階で認められていた私的所有権の絶対性が「公用土地買上規則」によっていちぢるしく制限され、公用地収用（公権力）が私有地（私権）に優越するという権限関係の内容転換さえ意味している。この転換は、地券交付段階と地租改正段階での私的所有権にたいする政府の考え方の変化に対応していると考えてよい。

もともと土地永代売買の解禁は、幕藩体制下での事実上の農民的土地所有と売買・譲渡の進展という客観的事態に対応しながら、どのように貢租を徴収するかを目的としたものであった。その点は、土地永代売買の解禁にさいして付せられた「理由書」からも明らかである。

……方今政權ニ朝廷ニ帰シ、凡百ノ政務齊一ノ秋ニ至レリ。治國ノ要タル税法ニ於ケル均一ノ法則ヲ設ケサルヘカラス。茲ニ於テ古來ノ沿革方今ノ形勢内外ノ規則等ヲ探討考覆スルニ断然旧法ヲ廢シ、全国一般地所売買ノ自由ヲ許シ、更ニ地代金分一ノ税法ヲ施行スルニ如カス。此法ヲ施設スルトキハ耕地ノ広狭、地味ノ沃瘠、秋毛ノ熟否等検査ノ煩勞ヲ省キ、前陳數件ノ錯雜ヲ一掃シ、古來ノ通患一朝ニ氷解シ、前日偏頗ノ田租稍々平準ヲ得テ億兆ノ農民一様ノ恩沢ニ浴セントス、云々」（『明治前期財政經濟史料集成』第七卷、二四二頁）

この布告の「理由書」は、七一年九月の大蔵卿大久保利通と大蔵大輔井上馨の連名による、「地所売買放禁、分一收税法施設之儀」という正院への伺書と内容はほとんど同一である。大久保、井上建議は、「地代金分一ノ收税法」を行う必要があり、そのためには「一般ニ地所ノ売買ヲ許シ」て「各所持地ノ沽券ヲ改メ」るべきだといっているのである（同上書、三〇七〜八頁参照）。だから、土地永代売買解禁のねらいは、「地代金分一ノ收税法」↓土地永代売買解禁↓地券交付という方向規定性であり、けつしてその逆ではない。このことをより端的に示しているのが、七一年一〇月七日の大久保、井上連名による「三府下地券発行之儀正院伺」である。それには、こう述べられている。従前は「偏ニ農租而已ヲ收課シ、市井之地租者措テ不収ハ如何ニモ不公平之儀ニ有之候間、追々一般之法則相立度、先以東京府下之地券ヲ発行致シ年々地租取立、政府保護之費用ニ充候様仕度、云々」と（同上書三〇八頁、参照）。この伺書では、東京、大阪、京都三府下の地券発行が旧来の免租地を新しく地租徴収の課税物件とすることを目的にしたものであることが表明されている。

このようにみてくれば、地券交付による土地の私的所有権の法認の真のねらいは担税者の確定にあったといわなければならない。しかも、その地租は、実際には「一」で述べたような取引価格に券面価格を基準とするものではなかった。というのは、七一年七月二四日の太政官達が、「今般廢藩置県ニ付テハ諸國ノ租稅ヲ一般定期ニ改正スヘキ理ナレトモ、因襲ノ久キ、遽ニ之ヲ改革スルトキハ民心ニ悖戾スルヲ恐ル。故ニ本年ハ悉皆旧慣ニ仍ルヘシ」〔明治前期財政經濟史料集成〕第七卷二七〇頁、参照）といい、その「本年云々」はそのまま地租改正にいたるまで継続されていたからである。したがって、私的所有権は旧来の封建貢租をそのまま継承した貢租徴収権に土地高権の支配下におかれていたのである。だからこそ、土地の売買・譲渡価格がほんらいの交換価値として実現されなかったのである。

〔三〕 土地永代売買の解禁、地券交付は、いまいったように「地代金分一ノ収税法」をつくり出すための手段であった。そして、この目的は地租改正によって実現されることになる。

ところで本稿は、地租改正の過程をそれ自体として分析の対象とするものではなく、地租と私的所有権との関係を考えることによって、その私的所有権なるものの性格規定を行うことにある。したがって、ここでは一八七三年（明治六）七月二八日の地租改正法令（①太政官布告第二百七十二号と②その別紙「地租改正条例」、③大蔵省布達「地租改正規則」および④大蔵省の地方官への達「地方官心得」——以下数字で出所を示す。『明治前期財政經濟史料集成』第七卷、三二五～三三五頁、参照）と、その後の政府の方針転換にともなう法令の変化の内容を検討し、それが私的所有権の性格をどのように規定したかということを分析するに止めたい。

さて、地租改正法令の要点については、これまで多くの人々によって整理されてきているが、それらのものを

参照しながら、私なりにまとめると次のようにいうことができよう。

第一に、③の第一、第二則がいうように、所有権者および所有地の広狭の確定は「旧帳簿」によらず、「持主銘々」より「精覈ノ反別」を申出させ、官はその「当否検査」をすることである。これは、明らかにさきに述べた地券交付の精神の継承であり、農民の申告を尊重して私的土地所有権を確定しようと意図したものということができる。このことは、七三年五月の大蔵省からの正院にたいする「地租改正ノ儀申上添書」の中の「人民告諭書」の一節「地所ノ広狭ヲ正シク測量シテ有ノマ、ニ申立ヘシ」(同上書、三二四頁、参照)と符合するものである。ただ、そのさい「人民告諭書」が上記の引用文につづいて、「仮ヘハ検地ノ時ノ反別一町ト唱フルモ、其実ハ一町三反アル地所ヲ旧習ニ泥ミテ一町ナリト書出シ置クトキハ、持地ノ内三反ハ真ノ所有トスル事能ハス、政府ニテ地所改ノ時ニ至リ其事顯ハルレハ隠田ノ律ニ依リテ、取上トナルノミナラス戸長迄モ其罰ヲ受ルナリ」(同上書、同頁)と、かなり威嚇的な言辞を用いながら申告の正確さを期そうとしている点を見落してはならない。

第二に、私有地の地価については、「持主銘々」が④の検査例に従い、自作地の場合には収穫高(第一則)、自作地の場合には小作料(第二則)をそれぞれ資本還元することによって算出して申告させ、官はその「当否検査」(③、④)をするのみというのである。これもまた、地券交付の精神をうけついでものとみることがができる。ここには、土地が財産として存在しはじめたという認識が官においても成立している、ことを知ることができる。しかしながら、政府はこの地価算定を全く放任したのではない。というのは、その検査例第一則で農業上の必要経費として収穫米の一割五分の肥種代を認めたのみで、賃金部分や農器具損料、家屋損料その他の実際の農業生産費として不可欠の部分を一切認めず、また、資本還元のための利率率も六分しか認めなかったからである。この

ことは、政府が土地を一方では私的財産とみなしながら、それ以上に他方では貢租の対象物として考えていたことを意味する。

第三に、地租は地価の百分の三と定め、金納とする①、②ということである。そのさい、この百分の三という比率は、一八七三年一二月の大蔵省の「地券税額の原価百分ノ三ニ定ムルコトヲ論定ス」という文書から知られるように、「地租改正ノ始先ツ旧来ノ歳入ヲ減セサルヲ目的」としたところから決定されたのはいうまでもない(同上書、三三七頁)。

政府は、いまいったような内容をもつ地租改正法令によって全国的な改租事業にのりだした。けれども、その事業は順調に進捗しはしなかった。しかも七四年に入るや、地租改正事業に着手した諸県の経験から六百万円にも上る地租の減収が見込まれることになった。そこで政府は、七五年七月八日に地租改正事務局(七五年五月三日設置)の裁定による地租改正条例細目を制定し、地租改正法令の手直しを行つた。その修正点は、おおまかに整理すれば次の二点になる。

その第一は、地価算定についての④第十二章の検査例第二則の適用を事実上廃止し、もっぱら第一則の適用を強制したということである。第二則というのは小作地の場合の地価算定方式であるが、そのさい政府は小作料率を六八%と見積っていた。ところが、現実の小作料はそれ以下であり、そのためにこの計算則によれば低地価—低地租という事態が発生せざるをえなくなった。そのために、この第二則の適用をやめ、小作地についても第一則を適用する方針に転じたのである。

第二は、③の第一則および④の第四章で定めた地価の人民申告方式を全面的に否定したばかりでなく、それま

で各県で採用していた地価算定基準をも否定し、政府が必要とする地租額をあらかじめ算定し、それに見合うように定めた地位等級による地価を各地農民に強制的に割当てていく方式をとったことである。この点で補足的に述べると、旧筑摩県は改租事業を進捗するために七四年一月に独自の田畑割引法を作成し、それをもとに人民に申告させ、七八年四月までに一応の改租を終了した。ところが、同年八月には大蔵省が地位等級による割引法を強制したため、一旦終了した改租事業は全く振り出しに戻されたのである。その旧筑摩県と大蔵省との割引法および地価を示すと次頁の表のようになっていいる。旧筑摩県の割引法は、やや実地に即して計算されたものであり、そのためいちぢるしい低地価―低地租となったため県庁はそれに強制的に割増しさせ、その結果出されたものが旧筑摩県の地価である。これに対して、大蔵省は一割に一割の経費を認めたのみで(したがって④第十二章検査例第一則での一割五分の割引法さえ無視された)、地価を算定したのである。その結果、次表にみられるように、一八円八〇銭から三二円〇一銭までの増価が発生した。このことが後にみる地租改正反対一揆の原因ともなったのである。

〔四〕 七五年七月八日の地租改正事務局による改租方針の転換は強行され、多くの農民の抵抗を弾圧しながら改租事業を次第に完了していく。それでは、この方針転換にもとづく改租事業を実地に見聞した地租改正事務局係官の復命書の内容と、現地での農民の動向はどうであっただろうか。全国的にいえば、例えば茨城県、三重県、静岡県、大阪府、和歌山県、愛知県、長野県下をはじめ、各地でこの地租改正を不満とする農民一揆が激発し、それが自由民権運動の昂揚をもたらしにくることについては、わたし自身も別の機会に述べておいた。⁽⁶⁾そこで、ここでは筑摩県下を巡回した租税少属柴田惟眷の地租改正事務局総裁大久保利通への復命書(一八七五年

ニ未タ其適當ヲ得サルモノアリ。依テ調査スルコト數回終ニ全管適當ナル目途ヲ定メ断然爰ニ帰着セシメンコトニ議定シ、一統奮勵百方説論スルニ人民於テモ中正公平ニ帰スルノ御旨意ニテ調査上毛髮モ容ルヘカラサルヲ以テ夫々準拠ノ額ニ帰着シ……明治七年ノ貢租ニ比較スルニ九万四千四百七十六円ヲ増ス、云々^(?)

柴田のこの復命書で注目すべき点は二つある。その一つは、「人民総代、老農」を集めて新しい地価算定方式について「審議公論」のうえ「準拠」をきめたということである。だが、この「審議公論」とは、実は官がその「目的」を実現するために机上で作成した「準拠」の強引なおしつけに過ぎなかった。だから、具体的な実施過程では「準拠」通りには運ばず、それを修正せざるをえなかったことである。その二は、大蔵省は「準拠」の現実への妥協・修正を全く許さず、有尾敬重の直接指揮のもとに強引に「準拠」通りの地価査定を強行したということである。そして柴田は、この有尾の指示通りに行うなかで「人民於テモ中正公平ニ帰スルノ御旨意」として服従し、その結果として改租事業は順調に進み九万四千余円の増租をあげていったというのである。

それでは、農民はこの大蔵省の強行方針を「中正公平」のものとして受けとっていたであろうか。全く逆である。農民たちは戸長を先頭にして、直ちに反撃を開始した。はじめは県庁を相手どつて地価改訂の歎願運動を精力的につづけていたが、それではラチがあかないとみるや地租改正事務局を相手に歎願運動を展開した。次の文書は、一八七七年五月二九日に下伊那郡諸村の代表が地租改正事務局に対して提出した歎願書である。ここで地租改正が具体的にどのように進められ、その結果どのような地価がつくり出されたかについて仔細に述べているので、煩をいとわず、あえて全文を掲げてみることにする。

地租御改正ニ付不当ノ反金ヲ負荷シ整頓ヲ奏セス及ヒ丈量ヲ誤リ重租極難ニ至リ実地至当取調方歎願書

上郷村、信夫村、松尾村、生田村、片桐村、久堅村、里見村、市田村
前書長野県下信濃国伊那郡村々々地価更正之義明治九年十一月一日中ヨリ同県支庁伊那出張所へ嘆願仕候処、同十二月本県
改正懸り官吏森島祐之殿御出張御説諭ニ相成タル要旨ハ地租改正之際如何ナル錯誤有之モ到底五ヶ年間ハ地価引直シ相成サ
ル趣反覆御説諭之上書面差出へキ旨被伝聞候ニ付、不服ナカラ一旦伺書進呈仕候得共尚帰村之上熟考スルニ右改正期限内ハ
勿論一ヶ年タリトモ斯ル重租ニテハ上納仕難ク候ニ付、本年四月本県へ出頭嘆願仕候処、御県庁ヨリ方今其筋へ伺中ニ付指
令済之上何分之御沙汰可及トノミ御沙汰シ而御指令之期限モ測リ難ク候ニ付、前書村々々御局へ御添翰之義相願候得共、不
日其筋御沙汰可相成義ニ付暫ク差控居可申因テ即今添翰願之義ハ聞届難クトノ御指令ニ付数日差控居候得共、御指令ノ期不
相分候ニ付無抛御局へ出頭之届書差出シ、今般御局へ不当之反金負荷セラレ苦情有之整頓ヲ奏セス及ヒ右村々々実地丈量地価
御更正之義嘆願仕度因テ嘆願之源由細密左ニ上申仕候。

明治六年十月中地租御改正ニ付、旧筑摩県ヨリ実地反別収獲地価取調帳簿可差出旨御達相成候ニ付帳簿編製差出候処、各村
区々之取調ニ付、明治七年十一月中更ニ田畑割引法方御設ニ相成、右割引法ニ抛リ地価ヲ起算セントスルニ方リ、何分各地
区々ノ価格ヲ生セス（割引多量ナルカ故ナリ）故ニ無根ノ収獲ヲ加附シ以テ其真価ヲ生セン事ヲ其筋へ申出候処到底適當之
地価ヲ獲ルノ他ニアラザレバ収獲之義ハ増加シ苦カラサル旨御達有之候義ニ付、之レニ因テ田畑共仮リニ虚収獲ヲ附シ地価
其当ヲ得、地引帳編製シ前書之各村明治八年四月迄ニ上申。然処、同年八月一日飯田支庁へ村吏惣代召出シ、今般大蔵省ヨ
リ全国一般ノ割引法御達ニ付、先般上進相成候収獲ニ下ラサル様注意シ、田畑共一反歩ノ収獲ヲ見込書ニシテ差出候様御達
相成候ニ付、村吏惣代一先帰村之上、人民へ篤ト共議ヲ遂ケ差上度申上候処、見込書之義ハ素ヨリ確抛タルヘキモノニモ無
之村吏惣代取計ヒ郷宿ニ於テ差出スヘク、若シ差出ササレハ帰村ハ許サスト殿重ノ御達ニ脅迫シ其途ヲ失ヒ前後ノ勤弁モ不
仕、命スル処ノ雛形ニ準シ書面差上候処、右支庁ヨリ御達ニハ大蔵省割引法之義ハ尙割引タルヘキ旨始メテ被仰渡、一同愕
然（此以前ニ尙割五分ノ御達有之ハ斯ル難渋ニ立至ルマシ）右ヲ以テ粗算当候処函ラサリキ巨大ノ増額（四月上進スル地価
ニ殆ト二倍ニ及フ）立至リ且実地売買上ニ於ル田方ニシテ半価ノ上ニ出ス、畑方ノ如キハ代価概シテ百分ノ二三ニ止ル。
如之調査中ニ旧県官吏ノ指揮ニヨリ畦畔冷溝石塚（田畑ノ中ニアル）ノ如キ全ク不毛ノ地迄本部へ組込丈量仕旁以テ重大無
比ノ高価ニ出迎モ此代価ニテハ相統難相成ニ付、種々嘆願仕候得共御聞届不相成、其節県官ヨリ御説諭ニハ強テ嘆願セント
欲セハ先一ヶ年ノ租税ヲ上納シ然ル後果シテ実地困難ニ候得者其節如何様ニモ嘆願可致旨御理解ニ付一旦承服仕候得共明治

八九兩年ノ間実地経験仕候ニ所得ヲ見ル能ハズ。仮令如何耕耘培養ニ勞力スルモ租額減スルニアラスンハ農民保存ノ目途無之、既ニ信夫村、久堅村ノ如キハ今以テ地引帳整頓不仕旧県以來嘆願候処、五ヶ年成規ニ因リ聞届ケ難キ旨被仰聞候得共、整頓後五ヶ年成規アルニモセヨ右村々ハ見込書差出候迄ニテ地引帳ノ整頓無之モノニ五ヶ年据置ノ成規ハ何分了解不仕ヨシ又アリトスレハ地引帳ヲ奏セス地券ヲ授与セス何ヲ以テ收税ノ定額ヲ有スル歟廉々了解不仕候。尤明治八九兩年租稅ノ義戸長共取計ヒ人民ノ身代ニ応ジ内納ヲ論シ上納仕候且上郷村、松尾村、久堅村ノ如キ昨九年分租額完納難出来前条纏々陳述仕候通、伊那郡ノ如キ山谷僻陋ノ瘠地ニシテ隣国平坦地ノ收獲ニ超過シ重租最モ極リ何分上納難仕候間、何卒実地御訂正ノ上大量地価共至当取調ノ御処置被成下度謹テ奉歎願候也

明治十年五月廿九日

右村々惣代

(森家文書より)

下伊那郡農民惣代たちは、八五年八月に飯田支庁に呼び出されたうえ、大蔵省の強圧に屈した恰好で、前に表示した筑摩県の算定した地価のほとんど二倍以上の地価査定をのまされた。そのさい、「村吏惣代」たちは「一先婦村之上人民へ篤ト共議ヲ遂」げたいと抵抗したにもかかわらず、「見込書之義ハ素ヨリ確抛タルヘキモノニ無之」ものであるから「村吏惣代」の責任において「取計」い、もし「差出ササレハ婦村ハ許サスト嚴重ノ御達ニ脅迫シ其途ヲ先ヒ前後ノ勘弁モ不仕、命スル処ノ雛形ニ準シ書面差上」げざるをえなかつた。しかも、その雛形には必要経費が一割しか見積られていないものであり、それはこの時にはじめて農民に示されたものであった。惣代たちが抵抗するのは当然のことであつた。官は、そのさい「先一ヶ年ノ租稅ヲ上納」したのち、「実地困難」ならば改めて「嘆願」せよといったため、一ヶ年後の八六年一月に地価更正の歎願運動に出たわけである。その歎願にたいして長野県庁(筑摩県は八五年一〇月に長野県へ合併)は、「地租改正之際如何ナル錯誤有モ到底五ヶ年間ハ地価引直」を行うことはできないとつっぱねた。農民たちは、そうした規定が地租改正法令のどこにも見当らないことを確信して、県庁にたいして十数回にわたる歎願をくりかえし、ついに地租改正事務局を直接の相

手とするにいたつたのである。改租の結果発生した共通の事態は、「如何様耕耘培養ニ勞力スルモ租額減スルニアラスンハ農民保存ノ用途無之」ということであつた。それが区戸長以下全農民の決起の基礎的要因であつた。にもかかわらず、地租改正事務局は、同年七月九日付で「書面歎願之趣難聞届候事」という回答を行つただけである。

(1) 従来、わが国での近代的土地所有権論の構成にさいしては、土地利用権と利益権の土地所有権に対する優越という規範形態の成立に重要な指標が求められてきた。そして、その具体的な法的形態を利益権の賃借権から物権化への転化によって土地所有権の近代化が完成すると考えられてきた。水本浩氏の『借地・借家法の基礎理論』での理論展開がその代表的なものである。これに対して、近年、甲斐道太郎『戦後日本における近代的土地所有権論の展開』—磯村哲遷曆記念論集『市民法学の形成と展開』一九七八年、有斐閣）や戒能通厚（『イギリス土地所有権法研究』一九八〇年、岩波書店）あるいは原田純孝（『近代土地賃借法の研究』一九八〇年、東大出版会）の諸氏によって、利益権が賃借権か物権かということが土地所有権の近代性を区別する基準たりうるものではなく、いずれの形態をとろうとも利益権が土地所有権に優越するという規範構造が確立しているかどうかを求めるべきだという見解が提起されている。わたしも門外漢ながら、これらの見解が資本と土地所有との関係を説明するうえでより適切な論理だと考える。なお、椎名重明著『近代的土地所有』（一九七三年、東大出版会）も参照のこと。

(2) マルクス『資本論』、長谷部文雄訳、青木文庫版八、三一三〜三一八頁参照。なお、甲斐道太郎、稲本洋之助ほか著『所有権思想の歴史』（一九七九年、有斐閣新書）の第二章参照のこと。

(3) 水本浩著『土地問題と所有権』第四部（一九七三年、有斐閣）および甲斐道太郎著『土地所有権の近代化』（一九六七年、有斐閣）など参照のこと。

(4) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』上巻（一九五三年、有斐閣）一頁参照。このほか同書には七尾県、浜田県、岡山県、小倉県、福岡県、山形県でも同様な事態がみられることを明らかにしている。なお、福島正夫著『地租改正の研究』一一一〜一一五頁（一九六二年、有斐閣）も参照のこと。

地租改正と私的所有権の性格について（後藤）

- (5) 福島正夫、前掲書、丹羽邦男著『明治維新の土地変革』(一九六二年、お茶の水書房)など参照のこと。
- (6) 後藤靖著『自由民権運動の展開』(一九六六年、有斐閣)、『自由民権』(一九七二年、中公新書)など。なお、地租改正反対一揆を分析したものとしては、有元正雄著『地租改正と農民闘争』(一九六七年、大原新生社)、近藤哲生著『地租改正の研究』(一九六七年、未来社)などがある。
- (7) 地租改正資料刊行会編、前掲書、中巻、六一二―三頁、参照。

四 結びにかえて

わたしは、鎌倉氏の批判に応えるため、土地永代売買解禁・地券交付↓地租改正の過程にかぎってこの時期の土地私権の性格をさぐってきた。そこで明らかになったのは、次の諸点である。(1)土地永代売買解禁・地券交付の法文を、他の諸条件(土地取引の実態および地租など)と全く切り離してそれ自体として読めば、それは明らかに私的所有権とその絶対性・排他性を保障し、またその譲渡の自由をうたっているばかりか、取引価格を地価とし、それを基準にして地租負担を義務づけているという意味で、分割地所有(権)の形式を十分にそなえており、そのかぎりにおいて土地の近代的私所有権であるとみることができるといえる。だが、それはあくまで他の諸条件との関連をたちきったかぎりにおいてである。ところが、財産⇨市民社会(私法)は市民社会内部の相互関係はいうまでもなく、租税⇨国家(公法)と無関係に存在しうるものではない。両者が相互にどのような内的連関に立っているかを考察することが社会科学⇨歴史学の課題であり、任務でもある。そして実際、土地永代売買解禁や地券交付は所有権の法認と土地の自由な譲渡を目的としたものではなく、旧公簿によっては把握しきれなくなつたという認識のうえで、改めて担税者を確認しようとする目的から出たものであつた。

(2)地租改正は、上述のような基本目的をもつ土地永代売買解禁と地券交付を前提にしながら、担税者を全国的に確定し、全国一率の金納地租を強制するものであった。その改租のねらいは「旧来ノ歳入」の維持・確保であり、そのために改租方針の重大な修正とその強行をあえて行ったのである。かくて、さきの下伊那郡の事例が示しているように「農民保存ノ目途無之」事態がつくり出されたのである。ここでは旧貢租よりも重い地租がつくり出された。土地所有農民はその過重な地租収奪から解放されなかった。このことは、地租徴収権Ⅱ土地高権(公法)が私的所有権(私法)を完全に従属させ、国家が市民社会の完全な自律性を奪ったことを意味する。こうした事情におかれた土地の私的所有権を近代的私所有権であるとは誰がみてもいえないであろう。この点で注目しているのは、一八八〇年四月の国会期成同盟の「国会を開設するの允可を上願する書」の次の一節である。そこには、こう書かれている。

④地租を改正し地券を行へるものは、天下は天下の天下にして、政府の私有に非ざるが故に、既に地券を発行すれば則国土は政府の私有に非ざること甚だ彰著也。国土既に政府の私有に非ざれば則人民の身命財産も亦政府の私有に非ざる也。④人民の身命財産に政府の私有に非ず、政府是に就て租税を徴するは人民の私有より徴すと云はざるを得ざる也。將其租税は国家の爲めに徴するものなれば、則己に収むる所の租税は必ず之を国の共有物と謂はざるを得ざる也。而して今夫私有は其主人にして之を所置するの権ある可く、共有は衆と共に共謀せざる可らざること理の当然なれば、政府既に地券を発行して天下は天下の天下たることを明らかにすれば、則ち租税を天下に徴し、及び既に収めて国家の租税金を処置するには政府一己にて之を為すべき義あることなく、必ずや全国人民と共に議せざるを得ざるべく、而して租税を全国人民と共に議するに国会を開設せざるを得ず(『自由党史』岩波文庫版、上巻、二八七頁)

引用文中の④にあたる文脈は、近代的私所有権の原理を根底にすえながら私的所有権と国家との関係のあるべき関係をすべくつくいたものであり、国家Ⅱ公法は市民社会Ⅱ私法によつて規律さるべきことを述べている。④は

いまいった基本原理に照してみれば、現実には逆転しており、したがって早急に国会を開設して国民に租税共議権を与えるべきだといふのである。地租改正が現実につくり出した土地所有権が本来の意味での近代的な所有権ではないことを、当時の民衆はきびしく認識していたのである。

それでは、地租改正以後の現実の歴史過程でこの土地の私的所有権はどのように内容的に発展していったのか、そしてそれを前提として形成された寄生地主的土地所有（権）したがってまた寄生地主・小作関係の性格はどう規定すべきか、などについても説き及ばなければ鎌倉氏の批判に十分に応えたことにはならない。これらの諸点については改めて続稿を用意したい。